

令和8年 天草市農業委員会第3回総会議事録

令和8年3月25日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	山下和弘君	2番	猪原真滋君
3番	淀川洋一君	4番	黒川紀世子君
5番	平岡敬則君	6番	福島恵美君
7番	光崎修二君	8番	富崎ますみ君
9番	野中幸廣君	10番	中村三千人君
11番	赤崎保章君	12番	榎田和壽君
13番	鳴川哲広君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	木村英樹	局長補佐	松本馨
主査	野嶋美里	書記	宮川楓大
書記	池上翔		

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第15号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第16号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第17号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第18号	買受適格証明願について
日程第6	議第19号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第7	議第20号	非農地証明書交付申請について
日程第8		報告事項について

閉会

開 会 14 時 00 分

○事務局（木村英樹君） ただいまから令和 8 年天草市農業委員会第 3 回総会を開会致します。それでは山下会長からご挨拶をお願いします。

○議長（山下和弘君） 皆さんこんにちは。早い所は田植えが始まっている所もあるようです。ここ 2 カ月くらいは雨が降らなかったですが、最近は随時雨が降っており水不足の解消には繋がっているかと思えます。今回の人事異動で若干の異動がありますが、来年度に向けて農業委員、推進委員、職員の方と一致団結して取り組んでいきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○事務局（木村英樹君） 本日は、全て委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長にお願い致します。

○議長（山下和弘君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） それでは、4 番黒川委員、5 番平岡委員を指名します。

○議長（山下和弘君） 審議に入る前に申し上げます。天草市農業委員会会議規則第 16 条により総会は、公開となっています。発言する際は、個人情報については十分ご注意くださいますようお願いいたします。また、発言する際は、議長から指名されたのち、議席番号と名前を述べられてから簡明に発言をお願いします。

○議長（山下和弘君） 日程第 2、議第 15 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 1 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑 345.6 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北西へ〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（富崎ますみ君） 8 番富崎です。先日、井上推進委員と現地確認を行いました。申請地は譲渡人が所有する宅地の裏の畑ですが、譲渡人は遠方に住んでおられます。また、今回譲り受けられる方のすぐ裏の畑でもあり、特に問題はないと思えます。加えて、奥の方は少し耕してあり、畑として利用する準備がされていました。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 2番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑142㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南東へ〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。申請地は長年借り受けられて家庭菜園をされている所です。事務局の説明どおりであり、問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 3番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田と畑8,141㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南東へ〇〇kmと〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番（光崎修二君） 7番光崎です。3月23日に現地確認を行いました。申請地は基盤整備区域内の農地で、譲渡人は高齢のため、これまで地元の農事組合法人に貸しておりましたが、今回契約が満了するということから、地区の若手の担い手に対し譲渡されることになりました。譲受人は〇〇地域の水田を幅広く作っておられる若手の担い手で特段問題はないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 4番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇町の田と畑2,687㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南東へ〇〇kmと〇〇km、青色で着色した県道河内上津浦港線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番（光崎修二君） 7番光崎です。3月23日に現地確認を行いました。申請地は中山間地域の傾斜地にある不整形な農地で、耕作はされていないようでしたが草刈り等の管理はきちんとされておりまして。譲受人は近年、地元の遊休農地にさとうきびやとうもろこし、野菜などを栽培したいと農地の取得をされておりまして。自給的農業をされる上では特段問題はないと思いますので、ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 5番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田4,605㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北へ〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはいちごを栽培されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13 番（鳴川哲広君） 13 番鳴川です。3 月 22 日に現地確認を行いました。譲受人は〇〇と若いですが、〇〇大学を卒業後、親元就農をされております。申請地は、譲受人の祖父の代からいちごを作っていたらっしゃいます。特に問題はないと思います。よろしく願います。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 6 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 6 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田 675 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南へ〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○10 番（中村三千人君） 10 番中村です。申請に〇〇が関係しているため、19 日に隣の地区担当の小田推進委員と現地確認を行いました。今まで相続登記ができなかった関係で売買ができない状態でしたが、相続登記が完了し、準備が整ったため、譲受人に相談をされ、売買をすることになりました。何ら問題ないと思いますので、ご審議の方よろしく願います。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 7 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 7 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑 772 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南へ〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の

西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 1番山下です。3月21日に原田推進委員と現地確認を行いました。大変日当たりの良い場所であり、ただいま事務局から説明があったとおりです。ご審議の方よろしくおねがいします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 8番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑699㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北西へ〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には牧草を栽培されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 1番山下です。3月20日に小松山推進委員と現地確認を行いました。親子間の贈与であり、事務局の説明どおりで問題ないと思います。ご審議の方よろしくおねがいします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 9番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑785㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南東へ〇〇kmと〇〇km、青色で着色した国道389号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野

菜とみかんを栽培されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○11番（赤崎保章君） 11番赤崎です。3月21日に松本推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりであり、親子間の贈与になります。何ら問題としますので、ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に10番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（野嶋美里君） 10番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田と畑7,750㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南西へ〇〇kmと〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲と野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（野中幸廣君） 9番野中です。3月20日に田中推進委員と現地確認を行いました。譲受人は〇〇に住んでいるので、随分遠いですが特段問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に11番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（野嶋美里君） 11番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田と畑960㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南東へ〇〇km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（野中幸廣君） 9番野中です。3月20日に田中推進委員と現地確認を行いました。譲受人の方は先般、天草の方に移住してこられて、譲渡人の方の家に住んでおられます。そういった関係で今回所有権移転を行い、頑張って農業をやってみようということでした。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第3、議第16号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 1番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑348㎡を宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から東へ〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、宅地の一部が農地であることが判明したため、倉庫1棟、通路、庭として利用しています。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりであり、問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑627㎡を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で

す。黄色で着色した〇〇から北東へ〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、周辺住宅の駐車場が不足していたため、駐車場 32 台として利用しています。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで間違いないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので 2 番は申請どおり許可することに決定致します。次に 3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 227 m²を宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北東へ〇〇、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、相続した宅地の一部が農地であることが判明したため、車庫 1 棟、庭として利用しています。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。3 月 22 日に堤内推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりです。始末書も提出されています。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 4 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 334 m²

を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北西へ〇〇、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、所有している集合住宅の駐車場が不足していたため、駐車場 12 台として利用しています。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりであり、問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 5 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 5 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 623 m² を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から東へ〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、周辺施設等の駐車場が不足していたため、貸駐車場 14 台として利用しています。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで間違いのないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 6番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 362㎡を駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北東へ〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、周辺施設等の駐車場が不足していたため、貸駐車場12台として利用しています。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで間違いないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 7番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田 227㎡を太陽光発電及び通路に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から西へ〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、太陽光パネルを設置した土地が農地にはみ出していることが判明したため、太陽光パネル36枚及び通路として既に利用されています。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番（光崎修二君） 7番光崎です。3月23日に現地確認を行いました。申請地は先月の総会に5条申請で挙がってきた場所のすぐ隣で、国道沿いの宅地や太陽光発電施設に隣接する場所でした。先月、現地確認を行った際に今回の申請場所が田であることが判明したため、地権者の方に早急に転用申請を行うよう指導した案件になります。現地は20年以上前から現在の状況と変わりなく、周辺の農地もないことから、特段問題はないと思いますので、よ

ろしくお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 8番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田529㎡を個人住宅に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北東へ〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施工に係る区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能になっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、相続した宅地が農地であることが判明したため、住宅1棟、庭、通路として利用しています。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（猪原真滋君） 2番猪原です。3月17日に松本推進委員と現地確認を行いました。始末書にもありますが、令和元年に相続をしたときには既に家が建っていたということです。周辺も宅地が多いので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 9番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田1,174.76㎡を倉庫・作業場・駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北東へ〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画

です。土地利用計画の内容は、転用者が営む事業で利用する倉庫、作業場、駐車場が不足していたため、倉庫1棟、作業場、通路、駐車場4台として利用しています。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 1番山下です。3月20日に小松山推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで、始末書も提出されています。40年前にレンズなどを研磨する工場を建てられ頑張っていたらっしゃいましたが、ここ数十年は体調を崩され休業状態にあります。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に10番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 10番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑118㎡を車庫及び駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北東へ〇〇km、青色で着色した国道389号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、相続した車庫及び駐車場が農地であることが判明したため、車庫1棟、駐車場2台として利用しています。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○11番（赤崎保章君） 11番赤崎です。3月21日に松本推進委員と現地確認を行いました。写真でも確認できますが、とても古く、40年以上前に建てられています。相続で取得され、今回売買する際に農地であることが判明したとの事です。周りにも宅地があり、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に11番について事務局より説明をお願い致します。
- 事務局（池上翔君） 11番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田56㎡を公衆用道路に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北西へ〇〇km、青色で着色した国道389号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、相続した土地が公衆用道路として利用されており、その土地が農地であることが判明したため、既に公衆用道路が設置、利用されています。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が提出されています。以上です。
- 議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。
- 9番（野中幸廣君） 9番野中です。先日、現地確認を行いました。事務局の説明どおりであり、問題ないと思いますが、ひとつ教えてください。公衆用道路との事で、現在も使われていると思いますが、所有者は変わるのか変わらないか教えてください。
- 事務局（池上翔君） 所有者は変わりません。
- 9番（野中幸廣君） ありがとうございます。
- 議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありますか。
- 12番（榎田和壽君） この土地は市へ寄付する事となっているのでしょうか。
- 事務局（池上翔君） なっていません。
- 12番（榎田和壽君） 市道に隣接する公衆用道路でしょうか、里道でしょうか。
- 事務局（松本馨君） 市道に隣接する私道を、自分の土地を広げて通路として使用するための案件になります。
- 12番（榎田和壽君） 公衆用道路ではないのではないのでしょうか。
- 事務局（松本馨君） 通路の一部となっています。
- 12番（榎田和壽君） 個人の敷地の一角となっているのでしょうか。
- 事務局（松本馨君） 通路が狭いため、自分の敷地の一部を広げて通路として利用することです。
- 9番（野中幸廣君） 水道管も埋設されているそうです。
- 12番（榎田和壽君） 登記地目は雑種地ではないのでしょうか。
- 事務局（松本馨君） 登記する場合の地目は雑種地になるかもしれません。
- 議長（山下和弘君） 他に質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第4、議第17号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、1番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（池上翔君） 1番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑75㎡を贈与により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北へ〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自家用駐車場が不足しているため、駐車場3台として整備し、利用する計画です。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（富崎ますみ君） 8番富崎です。先日、浦上推進員と現場を確認してきました。木が植えてあって現状は畑として利用されていません。譲受人が駐車場として利用されます。今後も畑として利用されないのので特に問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 2番について説明します。転用者は〇〇の法人で、〇〇の畑83㎡を売買により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南西へ〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自己所有の駐車場と隣接しており、一体的な利用をするため、駐車場5台として整備し、利用する計画です。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（富崎ますみ君） 8 番富崎です。先週、井上推進委員と現場を確認してきました。動画でも確認できますが、花壇のようになっており、現在は農地として使われていません。譲渡人は遠方に住んでおり、そこを駐車場に変えられるので特に問題はないと思います。現地確認をした際に社員の方がいらっしゃり、声をかけて立ち入りました。タブレットで確認したところ、近隣に無断転用の箇所があるように思われましたので、始末書案件になる旨はお知らせしました。今回の件は問題ありません。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（野嶋美里君） 3 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 6.74 m²を贈与により取得し、公衆用道路へ転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から南東へ〇〇km、青色で着色した国道 389 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、道路の拡幅を行った箇所が農地であったため、既に公衆用道路が設置、利用されています。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、追認許可を得るための始末書が譲渡人より提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○11 番（赤崎保章君） 11 番赤崎です。今回の申請者は先ほどの 3 条申請と同時に、地目が畑だったという事が判明し、申請がっております。ここは元々里道があったところで、手前が市道になっており、取付道路のように拡幅した形になっています。その一部が今回申請してある土地になります。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○10 番（中村三千人君） 会長、この議案については問題無いのですが、今回も4条、5条と始末書案件が多く、4条はすべてが始末書案件になっています。再三、総会の度に意見を言っていますが、4月から新年度に替わる訳です。今まで通りの扱いで総会を進めるのか、取り扱いを年度の途中で変えるよりも、年度の始めにきちんとした形で取り扱った方が良いのではないかと私は思います。

○議長（山下和弘君） 本日は案件が多く時間的に審議する時間があまりないのですが、今回の4条はすべてが始末書案件ですが、半分は事務局で整理され、現況地目と登記地目が異なるため通知を出したことで申請があっている案件になります。こちらでも農業会議などに対応の相談や勉強させていただいておりますが、個人的には申請がある事は良いことでないかと思っています。先日も、農業会議から説明があり、皆さんもある程度納得していただいている部分もあるかと思えます。これを中村委員が仰せのとおり年度当初からきちんとしていようとしても、どこまできちんとするか、私自身悩む部分があります。1,500筆程度転用届が出されてない土地がありますが、事務局を中心に対応してもらっており、申請があった件がこのようになっており、今までより農地が整理されてきているのではないかと個人的には思っています。皆さんの意見で、対応をもう少し厳しくした方が良いのであれば、新年度に向けて皆さんと協議させていただきたいと思えます。

○9 番（野中幸廣君） 9番野中です。中村委員の意見がありましたが、ただこの許可をどのようにしていくのか、会長言われるように始末書案件を出して、今後は少なくなるようにするのも、大事かと私は思います。違反転用があった場合は申請してもらい、今後少なくすることが大事かと思えます。始末書をどのようにして少なくすることは大事ですが、申請があった件について原状回復をなさないと、なかなか言えないと思えます。

○議長（山下和弘君） 新しい違反転用の案件については、原状回復のお願いをすることができかもしれませんが、今回の始末書案件は20年や40年前の転用であり、原状回復のお願いは難しいと思えます。今回の転用については、淀川委員も富崎委員も現地確認をさせていただいたところで、私もどのような対応が良いのか悩む場面もありますが、今後どのようにすればいいのか考えて行きたいと思えます。

○12 番（榎田和壽君） 皆さんよく考えていただいていると思えますが、私は視点を変えて過去にも発言しましたが、無断転用は自分でスコープをもってできる人は誰もいません。つまり、そこには建築業者が当然介在している訳です。要は法令違反を犯しているのであって、業界指導をやる事、これは天草の業者だけでなく県下の農業会議の中でも統一した行動に移していただければ、と思うところです。業界指導と合わせてペナルティですね、法令違反をしている訳ですから。建築業界と農業会議でももう少し連動した対応ができないのか、というのを県の会議あたりでしっかり議論していただいて、全体的な問題として、要は年度当初に建設業の方も格付けであったりとか、指名対象業者であったりとかそういった事

の選定がある訳ですけれども、そういう中で法令違反、無断転用に対して手を貸したそういう事も減点要因になりますよって言うようなことも、かつては県税の滞納が有る業者については、指名対象業者から外すというような対応が30年前位はなされています。そういう所まで強めに協議をやっていく必要があると思いますので、事務局としては、そういった方向で県の方としっかり協議をやってもらえませんか、というのが私の要望です。今出てくる分については、我々もそう言った働きかけが不十分だったと言う事も無きにしも非ずという部分もありますから、残念ながら後追いで認めていかざるを得ないという状況にありますので、涙を呑むと言う事で、今後についてはよろしくをお願いします。

○事務局（木村英樹君） 先ず、前回の農業会議からの説明では農地を守るということで、許可できる分については許可をしましょうと前回申し合わせ事項を確認させていただいたと記憶しております。皆さんもご承知かと存じます。今回改めて多くの始末書が提出されているのも事実であります。これは、前回周知をした結果として出てきた案件という事だと思います。榎田委員がおっしゃった件は、農業会議全体として取り組む事が出来ないかとの投げかけは会長と相談しながら対応していきたいと思っております。天草市農業委員の対応としては、ご意見を受けまして各団体へ通知をしておりますので、引き続き通知をさせていただければと思っております。いろんな状況があつての始末書となっています。前回の総会で申し合わせした内容で引き続き指導をさせていただきたいと思っておりますので、ご承知おきいただければ助かりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山下和弘君） 毎年1回毎年5月に天草地区の農業委員や推進委員を集めた会議があります。その際は、農業会議から講師を派遣していただいて説明していただく中で、始末書の件についても話をさせていただくようにして、私から投げかけをしようと思いましたが、各委員のみなさんから直接詳しく質問をしていただくことで納得してもらえないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。榎田委員は以上でよろしいでしょうか。

○12番（榎田和壽君） しっかり対応してもらえるようにお願いいたします。

○議長（山下和弘君） 中村委員はいかがですか。

○10番（中村三千人君） 今日の場合でも始末書案件で通しても良い案件と、これは悪質だと思われる案件があり、その違いがあります。そこを一律に許可にする、これは違反ですから違反した人を、良いか悪いかこの総会で決めなければならないと思っております。会長が最後に異議はありませんかと、1件1件言われる場合に、私が異議ありとすると採決を取らなければならないとなります。ですから、今のところ賛成も反対もないのです。来年からも先ほどから言っている通り、同じやり方で行かれるのでしょうか。

○議長（山下和弘君） 20年前や40年前の案件については、善悪の判断が難しい案件もありますが、最近の2、3年前の案件ならば、罰則まではいきませんが、何らかの意見を言う

ことはできると思います。始末書案件で20年前や40年前の件についてはなかなか言えない部分もあるので、そこは区別して私たちは判断をするべきかと思います。

○3番（淀川洋一君） 先月から始末書案件が多く、本渡地区が特に多いのですが、相続に関係する始末書が多いです。申請者本人としては時効ではないですが、それに近いような感じもしますので、相続に関係するものとそれ以外に関係するものに分ける、令和と平成に分けるなど分類をして審議してもらえばいいと思います。それと、先ほどの第1種農地への転用での始末書案件がありましたが、航空写真からするとすぐ隣に倉庫が建っていたりするように見えたのですが、それで集落接続とのことだと思いますが、第1種農地に家を建てる事が問題なのかなと思います。何かさらっと流せないような気がしました。

○12番（榎田和壽君） 今回の4条は全案件始末書となっていますが、これは掘り起し案件になっているのでしょうか。

○議長（山下和弘君） 全部がそうである訳ではありませんが、半分以上はその通りです。

○12番（榎田和壽君） 一方で掘り起しをやって、一方では何らかのペナルティと言う事では、今回掘り起す理由として、現状を把握して整合化させることが目的であって、そのことからすると今のリストに挙がっている件については、残念ながら掘り起しですから許可せざるを得ないと言う立場でいいのではないかと思います。20年や30年経過した場合は、人の土地を黙って使っていれば20年で時効取得になるような案件ですから、その間我々からも何ら指導がなかったというような落ち度も考え合わせると、ペナルティは難しいかと思えますので、整合性を取るといったところから、掘り起しがさらに必要であればさらに申請をしてもらうように指導し、新しく発生させないというような事で、先ほどの意見があるかと思えます。

○事務局（木村英樹君） 前回の総会で農業会議からお越しいただき研修を受けましたが、区域的に許可できる区域については申請を促し、総会で諮り、適正化を図るのが事務方の役目かと思っております。その内容について委員さんでどのように判断されるか各委員さんで判断していただくという事が対応方針ではなかったかと思えます。農地の利用の重要性があるところで許可が下りないような場合は現状復旧を求めていくということがあったかと思えます。このことを踏まえて委員さんがどのように対応するかをお考えいただければ良いかと思えます。また、既に無断転用してある農地については転用申請を促すような通知を出しておりますので、ここでの審議は委員さんの考え方になります。ペナルティを与えるのか、法律に沿った許可を出すのかは委員さんの方でお決めになられて良いかと思えます。追認許可をして法の適正化を図るか、ペナルティを与えるとすればどのようなペナルティが良いのかをお考えいただくもの良いかと思えます。農業会議をお呼びして考え方を整理しましたので、委員さんの方で方向をお出しいただければ良いかと思えます。

○議長（山下和弘君） ただ今の意見をまとめまして、今回申請があっている20年や40年

前の案件については、これをどうこうして下さいとは言えないので、これから新しく出てくる案件で、これは違うとか不審に思われる事があれば意見を上げていただいて、全員で審査し、一度差戻するのか考えて行ければと思います。現時点では私からお話できるのは以上になります。5月に再度研修会があります。その際、中村委員や榎田委員は農業会議から講師をお迎えする事としていますので、投げかけていただければと思います。納得されるような説明があるか分かりませんが、年に一度の研修会なので有意義になるようお願いしたいと思います。

○10番（中村三千人君） やはり始末書案件が減る事、少なくなる事、ゼロが一番良い訳です。対応を考えていかないと、近頃になって増えてきています。

○議長（山下和弘君） 私が当初委員になった頃は、農地を守るのが使命であると先輩委員から教えられました。農業会議等の研修を受ける中で、非農地化が進む中、今からは優良農地を守る事が大前提になってきており、基盤整備や圃場整備されたところを最低限農地として守っていくような考え方に変えていかなければと思うようになりました。私は五和町ですが、目に見えて農地が荒れていくのが分かります。基盤整備されている田んぼや果樹園などは守っていかなければならないと地域の方も理解を示していますが、作り手がいないというのが全町の課題で目に見えている状況です。

○10番（中村三千人君） 始末書案件の際は黒塗で消してあり、名前を消してくれるとまだ良いのですが、知り合いの名前があったりするより、知らない方が意見を言いやすい場合もある訳です。投影する画像で黒く消すなら、手持ちの資料も黒塗にして欲しいです。

○議長（山下和弘君） ご意見ありがとうございます。今後の活動もよろしく願います。

○議長（山下和弘君） 日程第5、議第18号、買受適格証明願についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 買受適格証明願について説明します。買受適格証明とは、競売・公売の参加者が農地法で定める適格者かどうか農地法の許可申請に先立って行うものです。当該買受適格証明書の交付を受けたものが最高価格買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、当該証明の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き許可できるものとするとしています。1番について説明します。1人目の〇〇の譲受人は、〇〇の田9,616㎡を公売により取得したため、耕作目的の買受適格者として証明願いたいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から北西へ約〇〇km青色で着色した国道324号線の西側の農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。農地法許可基準に照らした結果不許可要件には該当しておりません。2人目の〇〇の譲受人は、〇〇の田9,616㎡を公売により取得し、資材置場に転用したため、転用目的の買受適格者として証明願いたいというものです。競売地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地

利用計画の内容は、現在の資材置場を集約し、事業の効率化を図りたいため、建設重機等置き場、従業員・来客用駐車場として整備し、利用する計画です。農地法許可基準に照らした結果不許可要件には該当しておりません。競売の場所は熊本県防災センター3階303会議室で、令和8年5月12日（火）に入札となっております。

○事務局（松本馨君） 土地改良区から意見書の提出が未だでございますので、土地改良区の職員から口頭で報告させていただきます。

○本渡土地改良区（飽田浩久君） 本渡土地改良区の飽田と申します。意見書につきましては本日準備が間に合いませんでしたので、口頭で報告させていただきます。今回の申請につきまして、本日相手方と協議を行い、条件について概ね了承をされましたので、次の条件を付すことで差し支えないというのが、土地改良区としての意見です。転用土地内にある用水路を用水が供給できる状態で残すこと、管理などの詳細については後日水利組合及び当土地改良区並びに転用申請者で現地協議を行うこと。後日、意見書は提出致します。以上です。

○12番（榎田和壽君） 勉強不足ですみませんが、これに関する我々の役割が分かりません。認識できていないのですが、買受適格証明に関する意見書に対して我々はそれを了解する、しないという事になるのでしょうか。今回の件は、建設重機等置き場、従業員来客駐車場ということで〇〇の農地であったものを、転用するという事ですよ。転用するにあたって大規模農地を、このような目的で購入されることについての、適格者であるための認定とは、我々はどのような立場になるのでしょうか。何に対して良いか悪いか判断をする必要があるのでしょうか。

○議長（山下和弘君） 事務局より説明をお願いします。

○事務局（木村英樹君） 事務局の方から説明させていただきます。買受適格証明とは、今回入札に対して適格証明を出すのですが、申請者が入札で落札すると、今回においては5条申請になります。今回5条申請と同じ書類を提出いただいております。今回は申請が2件ありますが、何件もある場合もあります。落札された方が、3条申請や5条申請をされることとなりますが、買受適格証明を出す段階で5条申請と同様の審査をすることとなります。そのための買受適格証明で、この証明があれば入札に参加する資格があります。落札されたら、5条申請あるいは3条申請をしていただくこととなります。そこで今回3条申請、5条申請と同様の審査をしていただくこととなります。

○3番（淀川洋一君） 現地確認をした訳ですが、現地確認をしてどうなるのかと思いました。榎田委員おっしゃる通り、どのような立場で現地確認をしたらいいのか、現地を見るだけでよかったのかと思いました。

○12番（榎田和壽君） 事務局の説明がありましたが、今後3条申請5条申請があることを想定した適格証明の審査という事ですが、例えば、5条申請があつて、今回は資材置き場となつてお

り、大した私財的な事は余り求められておらず、大規模な資金投資もないと思います。ここに大きな倉庫が建つ場合は、3条や5条を前提とした意見書であるならば、我々に提示される資料としては、この〇〇がいか程の建設業者で、どういった資力があり、具体的な工事計画があつて、十分に達成できる能力があるのか、そういった所の資料は、基本的にはこの段階で我々には提示されないのでしょうか。

○事務局（木村英樹君）　今回は〇〇の5条申請の件ですが、通常の5条申請と同様に、こちらを資材置き場にする資力があるかは資金計画が添付してありますが、こちらが資力の証明になります。もし仮にアパートであった場合はそれを建てるための資金計画が添付されますので、今回の転用目的が資材置き場なので、それを作るにあたっての資金計画が添付されております。

○3番（淀川洋一君）　私のタブレットには現地を確認する程度の内容の写真しか入っていないのですが、先ほど入札に参加する為の資力があるかどうかの情報が入っていません。買受適格証明とはどのような物になるのでしょうか。

○事務局（木村英樹君）　タブレットの中にはデータが入っていますのでご覧ください。買受適格証明とは、入札に参加するための証明書になります。買受適格証明が発行されて初めて入札に参加できます。入札で落札したら、3条申請や5条申請をしていただくこととなります。そのための資金力などの計画はタブレットに入っておりますので、ご確認ください。

○8番（富崎ますみ君）　質問いいですか。申請のあつている〇〇さんと〇〇さんが入札に参加されるので、適格証明の申請があつている事でよろしいでしょうか。

○議長（山下和弘君）　〇〇さんがアボカド栽培で〇〇さんが資材置き場となっております。今回、買受適格証明を発行し、入札で落札された方が、次の段階で3条申請か5条申請をされることとなります。

○12番（榎田和壽君）　先ほどの、意見書の提出が間に合わなかったとの事でしたが、先ほど読み上げたのが文面になる訳ですね。その文面に対しての我々の意見でなくて、我々が良いですと言った先にこの文面が出て行く訳ですか。

○事務局（木村英樹君）　敷地の中、もしくは隣接に土地区画整理組合の農地があれば近隣の同意が必要になってきます。この農地には、山仁田水利組合の土地が隣接していますので、5条申請に対しての意見書という形で発言をしていただいています。本来、適格証明願に水利組合等の意見書、農地から農地以外にすることに対して異議はありませんという同意書をつけてもらうこととなりますが、今回書面で用意することができなかつたので、口頭で農地から農地以外にすることに対して特に問題はありませんよという発言をしていただいたとご理解いただければと思います。

○12番（榎田和壽君）　農地転用することに対して問題ありませんよという意見書を農業委員会

から出すわけですか。

○事務局（木村英樹君） 逆です。水利組合側から出してもらいます。農地を農地以外にするのに、近隣の農地の所有者等から同意がありましたという発言をしてもらっています。一般的に、転用の申請があった際には近隣の農地の所有者から同意書が必要になります。同様に、水利組合等から農地を農地以外にするのに同意があったという発言をもらっています。

○12番（榎田和壽君） それを受けて、農業委員会はこういった文面を出すのでしょうか。

○事務局（木村英樹君） 転用することに対して同意しますという意見があったのみです。

○12番（榎田和壽君） 文面は出さないということですね。意見書とのことでしたので、何か農業委員会から意見書を出すと思っていました。

○事務局（木村英樹君） 通常の転用申請に近隣の方の同意書が添付されていることはあると思います。それと同様に考えていただければと思います。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は買受適格証明を交付することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第6、議第19号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 農用地利用集積等促進計画(案)について説明いたします。利用権の新規設定の計画が13件、再設定が61件、更新の計画が5件、再配分の計画が1件、利用権移転の計画が0件、合計80件で、筆数133筆、総面積が224,968.99㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人、又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第2項の要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（山下和弘君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第7、議第20号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 非農地証明書交付申請は、筆数全体 18 筆、面積 14,788 m²となっております。「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の 49 ページから 50 ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番、2 番の地図です。黄色で着色した〇〇から南〇〇 km と南東へ〇〇 km のところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が 3 番の地図です。黄色で着色した〇〇から東へ〇〇 km のところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 4 番の地図です。黄色で着色した〇〇から北西へ〇〇 km のところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 5 番、6 番の地図です。黄色で着色した〇〇から南西へ〇〇と〇〇 km のところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 7 番から 11 番の地図です。黄色で着色した〇〇から南西へ〇〇 km と〇〇 km のところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 12 番から 16 番の地図です。黄色で着色した〇〇から南東へ〇〇 km のところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 17 番、18 番の地図です。黄色で着色した〇〇から南東へ〇〇 km のところにあります。次が現地の航空写真です。こちら、住宅が建っていますが、農地法施行以前から既に住宅が建っていることを課税台帳で確認をしています。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（山下和弘君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1 番、2 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 3 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 4 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

- 議長（山下和弘君） 5番、6番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（山下和弘君） 7番から11番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（山下和弘君） 12番から16番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（山下和弘君） 17番、18番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の51ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は1件、田を畑として利用したいというものでした。第4条、5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（山下和弘君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和8年天草市農業委員会第3回総会を閉会致します。

閉 会 16時00分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 山下和弘

署名委員 平岡敬則

署名委員 黒川紀世子